諮問日:平成31年3月25日(平成30年度(最情)諮問第96号)

答申日:令和元年9月20日(令和元年度(最情)答申第45号)

件 名:裁判所職員業務説明会のマニュアル等の不開示判断(不存在)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書(以下,併せて「本件開示申出文書」という。)の開示の 申出に対し,最高裁判所事務総長が,本件開示申出文書は作成し,又は取得し ていないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は,妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所では、裁判所庁舎又は大学で裁判所職員業務説明会を開催しておらず、また、下級裁判所において裁判所庁舎又は大学で開催している裁判所職員業務説明会についてマニュアルを作成する必要はないため、本件開示申出文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年3月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和元年7月19日 審議

④ 同年8月23日

審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所では裁判所庁舎又は大学で裁判所職員業務説明会を開催しておらず、また、下級裁判所において裁判所庁舎又は大学で開催している裁判所職員業務説明会についてマニュアルを作成する必要はないため、本件開示申出文書を作成又は取得していないとのことであり、上記の下級裁判所による説明会の開催についてマニュアルの作成が不可欠であるとまでは考えられないことからすれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め られる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を 保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

 委員長
 高橋

 滋

 委員
 久保

 零員
 門口正人

別紙

- 1 裁判所庁舎で行う裁判所職員業務説明会開催のマニュアル (最新版)
- 2 大学で行う裁判所職員業務説明会開催のマニュアル (最新版)